

# 委託業務仕様書

## 1 委託業務名

「12月人権月間ポスター」のデザイン・版下作成に係る作成業務

## 2 契約期間

契約締結日から令和4年10月21日（金）まで

## 3 委託内容

(1) 仕様（ア、イの2種類。デザインは同系のものでも異なるものでも可）

【デザインは2種類、版は5種類】

ア B2判（縦）、片面、フルカラー

- ① （B2縦）ロゴ、日付・広報番号等無
- ② （B2縦）日付・ロゴ・番号等無、デザインのみ

イ B3判（横）、片面、フルカラー

【令和4年12月広報板使用用】

- ③ （B3横）ロゴ、日付・広報番号等

【次年度以降広報板使用用】

- ④ （B3横）ロゴ、日付・広報番号等無

【汎用用】

- ⑤ （B3横）日付・ロゴ・番号等無、デザインのみ

(2) デザインの条件

ア 12月の人権月間の啓発について、受託者が手配したイラストや写真、キャッチコピー等を用いて、「12月は人権月間」を表現したデザインを作成すること。

イ 次に掲げる用語は、必ず記載すること。

- ① 「同じです あなたとわたしの 大切さ」
- ② 「12月」
- ③ 「人権月間」

ウ 人権全体を大切にすることを呼び掛け、人権について改めて考えるきっかけとなるようなメッセージ性をデザインに組み込むこと。

エ 「持続可能な開発目標」(SDGs)の「誰一人取り残さない」という人権尊重の理念に関しても留意すること。デザイン上可能な場合は、同理念についても組み込むこと。

オ 見る者の目に留まるデザインとすること。

(3) その他の条件

デザインに関し、人物の写真を起用する場合は、当該出演料に相当する金額について 200,000円 を上限とする。

なお、写真の使用等に当たっては、「4 その他(1)～(5)」に留意すること。

#### (4) 校正

契約後、契約日から数えて1週間以内に校了までのスケジュールについて、本市に提示すること。  
当初のデザイン案については、複数案を提示することが望ましいが、スケジュールによっては単案でも可とする。

考案したデザイン案を基に、本市が校了と判断するまで校正作業を行うこと。

(デザインの方向性を大きく左右する修正は数回程度を想定。その他、文言や配置するロゴ等の微修正については校了と判断するまで作業を依頼する。)

なお、本市が指定する複数のロゴマークを記載するよう別途指示する。

#### (5) 納品

令和4年10月21日(金)まで

京都市へ原稿データを各1枚、納品書とともに提出してください。

※納品形式：Adobe Illustrator データ、JPEG データ及び PDF データを1枚の CD-R に格納  
(CD-R の盤面及びケースに、収録データの内容を表示すること)。

### 4 その他

- (1) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。本委託業務により生じる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、本市に帰属する。(次年度以降も本市が使用・加工・加筆できる。)
- (2) 制作したデザインに含まれる企画、出演者、画像等の著作権及び使用料等の費用の調整は、受託者が全て行うこと。
- (3) 受託者は、制作した素材について京都市が転用することを妨げないこと。
- (4) 今後の使用に際して使用料等が発生する場合、その全てを委託金額に含めること。
- (5) 人権啓発を目的に、デザインデータを別の規格形式や圧縮方式等へ変更する場合、法的又は物理的制限がないものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図る。なお、当該協議が整わないときは、本市の指示によるものとする。

### 5 担当者

京都市文化市民局共生社会推進室（担当 田中、仲道） 075-222-3096